

平成14年度近畿圏事業計画（案）

平成14年7月

国土交通省

目 次

I	平成14年度事業実施の方針等	1
II	平成14年度に行おうとする事業	
第 1	道路	7
	1 高規格幹線道路	
	2 地域高規格道路	
	3 一般国道	
	4 主要地方道	
	5 街路	
	6 都市モノレール及び新交通システム	
	7 大規模自転車道	
	8 道路事業調査	
第 2	鉄道	12
	1 新幹線鉄道	
	2 大都市地域の鉄道	
第 3	港湾	13
	1 大阪湾の重要港湾	
	2 大阪湾外の重要港湾	
	3 地方港湾	
第 4	漁港	15
第 5	空港	16
第 6	通信施設	16
	1 郵便	
	2 電気通信	
第 7	河川	17
第 8	水資源の開発	19
	1 建設事業	

2	実施計画調査	
第9	海岸保全施設	19
第10	砂防設備、地すべり防止施設等	20
	1 砂防事業	
	2 地すべり対策等事業	
	3 急傾斜地崩壊対策等事業	
第11	森林の保安施設	21
第12	かんがい排水施設	22
第13	水道	22
第14	工業用水道	23
第15	工業用地	23
第16	住宅、住宅用地及び市街地	23
	1 住宅	
	2 住宅用地及び市街地	
	3 関西文化学術研究都市の整備	
第17	下水道	26
	1 流域下水道	
	2 公共下水道	
	3 特定環境保全公共下水道	
	4 都市下水路	
第18	廃棄物処理施設	27
	1 し尿処理施設	
	2 ごみ処理施設	
	3 産業廃棄物処理施設	
第19	都市公園	28
第20	病院等	28
第21	大学及び高等専門学校	28
第22	社会教育施設、文化活動施設等	29
第23	職業訓練施設等	29
第24	自然公園施設	29

第25	レクリエーション施設	30
第26	文化財の保存のための施設	30
第27	社会福祉施設	30
第28	中央卸売市場	30
第29	流通業務施設	31
第30	防災	31
	1 道路	
	2 鉄道	
	3 港湾	
	4 漁港	
	5 通信施設	
	6 河川	
	7 ダム等	
	8 海岸保全施設	
	9 砂防設備、地すべり防止施設等	
	10 森林の保安施設	
	11 農地防災	
	12 水道	
	13 住宅、住宅用地及び市街地	
	14 下水道	
	15 都市公園	
	16 その他	

I 平成14年度事業実施の方針等

我が国は、高度情報化、グローバル化、地球規模での環境問題の広がり、少子・高齢化、国民の意識の変化等の劇的变化を迎えている。

さらに近畿圏では、産業をとりまく環境の変化、大都市問題、中枢性の低下、北近畿・南近畿の活力の低下が生じている。また、阪神・淡路大震災を教訓として防災への意識が高まっている。

これらの諸課題を踏まえ、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏を実現することを目的として、平成12年3月に策定された「近畿圏基本整備計画（第5次）」に基づき、事業の推進に取り組んでいくことが近畿圏整備にとって重要である。

近畿圏においては、製造品出荷額の全国的なシェアの減少傾向が続いているほか、完全失業率が上昇するなど、総じて言えば、京阪神大都市地域では産業における活力や全国的中枢機能の低下、北近畿・南近畿では地域産業の低迷、人口減少、高齢化により地域活力が低下している状況にあり、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としての近畿圏の活力低下が懸念されるところとなっている。その一方で、産学の共同研究や技術移転の増加、高次の都市型アミューズメント施設の開設による集客交流の拡大等、近畿圏の社会経済情勢の新たな展開の可能性を示す動きも顕在化しつつある。

こうした中で、構造改革の一環として都市の再生に関する施策が総合的かつ強力に推進されており、特に、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成や密集市街地の緊急整備等の「都市再生プロジェクト」の推進は、近畿圏基本整備計画における主要施策の一つである大都市のリノベーションの実現を牽引する役割が期待される。大都市圏の中心部にあっては、こうした取組を通じて、21世紀にふさわしい魅力と活力に満ちた都市に再生していく必要があるとともに、近畿圏を全体として発展させていくための圏域施策としては、地域の自立的発展と地域間の連携・交流を推進しつつ、産業及び人口の適正な配置等を図る誘導施策を引き続き実施する必要がある。

今年度の近畿圏整備に当たっては、大都市圏の諸機能の強化をはじめ、圏域全体にわたる広域連携を引き続き推進していく必要があり、基本整備計画に示されている目標とする社会や生活の姿、及び目指すべき地域構造としての多核格子構造を実現するため、下記の主要事業を推進する。

1 道路

近畿圏の均衡ある発展を図り、諸機能の広域的展開と健全な地域形成を促進するため、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ、道路網の整備及び調査を推進し、管理の充実を図る。

高規格幹線道路のうち、高速自動車国道については、中央自動車道西宮線大山崎JCT（京都府乙訓郡大山崎町） - 久御山西IC（同府八幡市）、近畿自動車道名古屋神戸線みえ川越IC（三重県三重郡川越町） - 四日市JCT（同県四日市市）、近畿自動車道敦賀線舞鶴東IC（京都府舞鶴市） - 小浜西IC（福井県小浜市）、中国横断自動車道姫路鳥取線播磨JCT（兵庫県龍野市） - 播磨新宮IC（同県揖保郡新宮町）間の供用を図るとともに、近畿自動車道伊勢線勢和多気IC（三重県多気郡勢和村） - 伊勢西IC（同県伊勢市）、近畿自動車道敦賀線綾部IC（京都府綾部市） - 綾部PA（同府同市）間の4車線化を図る。一般国道の自動車専用道路については、京都縦貫自動車道（478号）の京都府久世郡久御山町（京都第二外環状道路）、京都府綾部市（丹波綾部道路）、京都府宮津市 - 同府舞鶴市（綾部宮津道路）間の供用を図る。

地域高規格道路のうち、阪神高速道路については、神戸山手線の一部（神戸市長田区蓮池町 - 同市須磨区白川）、北神戸線（神戸市北区有野町 - 西宮市山口町）の供用を図るとともに、淀川左岸線（延伸部）（大阪市此花区高見 - 同市北区豊崎）、淀川左岸線（大阪市此花区島屋 - 同市同区高見）、大和川線（堺市築港八幡町 - 松原市三宅中）等の整備を引き続き推進する。その他の地域高規格道路については、京滋バイパスの一部（京都府宇治市 - 同府久世郡久御山町）、第二京阪道路の一部（京都府久世郡久御山町 - 大阪府枚方市）、第二阪和国道の一部（大阪府阪南市、和歌山県和歌山市）、大阪橋本道路の一部（大阪府河内長野市）の供用を図る。

2 鉄道

近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通学時の混雑緩和等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

北陸新幹線について所要の調査を引き続き進める。中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

3 港湾

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾の整備を推進する。

国際海上コンテナターミナルについては、神戸港ポートアイランド（第2期）地区、大阪港北港南地区において供用を図るとともに、堺泉北港助松地区、四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において整備を推進する。

また、大阪湾において広域廃棄物海面処分場の整備を推進する。

4 空港

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

関西国際空港については、2期事業として平行滑走路等基本施設の整備等を推進する。

神戸空港については、新空港建設のための用地造成、空港施設等の整備を推進する。

5 河川

近畿圏における健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。本年度は、補助事業として、新たに北川（滋賀県）における鉄道橋・道路橋緊急対策事業、古川（和歌山県）における統合河川整備事業等に

着手し、浅水川（福井県）における河川災害復旧等関連緊急事業等の完了を図る。

6 水資源の開発

近畿圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。本年度は、大滝ダム（紀の川）（奈良県）の完成を図る。

7 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るための海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。本年度は、新たに坊勢漁港海岸（兵庫県）における高潮対策事業、須井漁港海岸（兵庫県）における侵食対策事業等に着手する。

8 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、六甲山系等における砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業を推進する。本年度は、補助事業として新たに佐坊地区（兵庫県）における地すべり対策等事業、川島3地区（三重県）における急傾斜地崩壊対策等事業に着手する。

9 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を推進する。補助事業として、新たに三日月町真宗地区（兵庫県）等において治山事業に着手する。

10 工業用地

地域の特性に応じた工業の振興を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮し

つつ、神戸リサーチパーク（第2・第3地区）（兵庫県）等の工業団地の造成事業を引き続き推進する。

11 住宅、住宅用地及び市街地

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

また、業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。

12 廃棄物処理施設

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、資源の節約等による廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進による可能な限りの最終処分量の減量、適正処理を図る。処理施設の整備に関しては、環境の保全、安全性等に配慮しつつ推進し、本年度は、新たに神戸市（兵庫県）におけるごみ処理施設等の整備に着手するとともに、多度町（三重県）におけるごみ処理施設等の完成を図る。また、大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的処理場等の整備を推進する。

13 都市公園

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、あわじ石の寝屋緑地（兵庫県）の事業に着手するとともに、国営明石海峡公園（兵庫県）、鶴見緑地（大阪府）、有馬富士公園（兵庫県）、丹後リゾート公園（京都府）等の都市公園の整備を推進する。

14 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、県立総合医療センター（仮称）（福井県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、介護老人保健施設の整備を推進する。

15 大学及び高等専門学校

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、県立大学（兵庫県）の開学に向けて準備を進めるとともに、姫路工業大学において大学院の研究科を増設する。

16 社会教育施設、文化活動施設等

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、県立図書館・県文書館（福井県）の完成を図る。

関西文化学術研究都市において、国立国会図書館関西館の10月開館に向けての準備等を進める。

17 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、豊中あいわ苑（仮称）（大阪府）等、社会福祉施設の整備を推進する。

18 防災

防災上の観点から、橋梁等の道路構造物や鉄道構造物の耐震性の向上、電線類の地中化、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、耐震強化岸壁の整備、河川事業における堤防等の耐震性向上、ダム等の整備、海岸事業、砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業、治山事業、国営総合農地防災事業、都市防災総合推進事業、密集住宅市街地整備促進事業、水道及び下水道施設の耐震性向上、防災公園の整備、都市型浸水被害を軽減するための河川・下水道整備等を推進する。また、実際の地震動を再現し、構造物等の破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を推進する。

II 平成14年度に行おうとする事業

第1 道路

近畿圏の均衡ある発展を図り、諸機能の広域的展開と健全な地域形成を促進するため、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ、道路網の整備及び調査を推進し、管理の充実を図る。

主要な事業は、以下のとおりである。

1 高規格幹線道路

(1) 高速自動車国道

中央自動車道西宮線大山崎JCT（京都府乙訓郡大山崎町） - 久御山西IC（同府八幡市）、近畿自動車道名古屋神戸線みえ川越IC（三重県三重郡川越町） - 四日市JCT（同県四日市市）、近畿自動車道敦賀線舞鶴東IC（京都府舞鶴市） - 小浜西IC（福井県小浜市）、中国横断自動車道姫路鳥取線播磨JCT（兵庫県龍野市） - 播磨新宮IC（同県揖保郡新宮町）間の供用を図るとともに、近畿自動車道伊勢線勢和多気IC（三重県多気郡勢和村） - 伊勢西IC（同県伊勢市）、近畿自動車道敦賀線綾部IC（京都府綾部市） - 綾部PA（同府同市）間の4車線化を図る。また、次の路線の整備を引き続き推進する。

近畿自動車道名古屋神戸線

四日市JCT（三重県四日市市） - 菰野IC（同県三重郡菰野町）

亀山JCT（三重県亀山市） - 神戸JCT（兵庫県神戸市）

近畿自動車道紀勢線

海南IC（和歌山県海南市） - 吉備IC（同県有田郡吉備町）

御坊IC（和歌山県御坊市） - 白浜IC（同県西牟婁郡白浜町）

尾鷲北IC（三重県尾鷲市） - 勢和多気JCT（同県多気郡勢和村）

近畿自動車道敦賀線

小浜西IC（福井県小浜市） - 敦賀JCT（同県敦賀市）

福知山IC（京都府福知山市） - 綾部IC（同府綾部市）（4車線化）

綾部PA（京都府綾部市） - 舞鶴西IC（同府舞鶴市）（4車線化）

中国横断自動車道姫路鳥取線

佐用JCT（兵庫県佐用郡佐用町） - 兵庫・岡山県境（同県同郡同町）

(2) 一般国道の自動車専用道路

京都縦貫自動車道（478号）の京都府久世郡久御山町（京都第二外環状道路）、京都府綾部市（丹波綾部道路）、京都府宮津市 - 同府舞鶴市（綾部宮津道路）間の供用を図るとともに、次の路線の整備を引き続き推進する。

京奈和自動車道（24号）

大和御所道路、五條道路、橋本道路、紀北東道路、紀北西道路

中部縦貫自動車道（158号）

永平寺大野道路

東海環状自動車道（475号）

養老 - 北勢、北勢 - 四日市

京都縦貫自動車道（478号）

京都第二外環状道路、丹波綾部道路

北近畿豊岡自動車道（483号）

春日和田山道路Ⅰ、春日和田山道路Ⅱ、和田山八鹿道路、八鹿日高道路、日高豊岡南道路

また、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道42号那智勝浦道路、熊野尾鷲道路（近畿自動車道紀勢線に並行）の整備を推進する。

2 地域高規格道路

(1) 阪神高速道路

神戸山手線の一部（神戸市長田区蓮池町 - 同市須磨区白川）、北神戸線（神戸市北区有野町 - 西宮市山口町）の供用を図るとともに次の路線の整備を引き続き推進する。

淀川左岸線（延伸部）	大阪市此花区高見 - 同市北区豊崎
大阪泉北線	大阪市阿倍野区美章園 - 同市住吉区山之内
淀川左岸線	大阪市此花区島屋 - 同市同区高見
大和川線	堺市築港八幡町 - 松原市三宅中
神戸山手線	神戸市長田区南駒栄町 - 同市同区蓮池町
湾岸線（8期）	神戸市垂水区下畑町 - 同市長田区駒ヶ林南町
大阪京都線（新十条通）	京都市山科区西野山 - 同市伏見区深草
京都高速道路（油小路線）	京都市伏見区深草 - 同市同区向島

(2) その他の道路

京滋バイパスの一部（京都府宇治市 - 同府久世郡久御山町）、第二京阪道路の一部（京都府久世郡久御山町 - 大阪府枚方市）、第二阪和国道の一部（大阪府阪南市、和歌山県和歌山市）、大阪橋本道路の一部（大阪府河内長野市）の供用を図るとともに、次の路線の整備を引き続き推進する。

淀川左岸線（延伸部）	大阪府大阪市北区 - 同府同市都島区
大阪泉北線	大阪府大阪市住吉区 - 同府堺市
第二京阪道路	大阪府枚方市 - 同府門真市
学研都市連絡道路	大阪府四條畷市、奈良県生駒市
新御堂筋・延伸	大阪府箕面市
南阪奈道路	大阪府南河内郡美原町 - 奈良県北葛城郡新庄町
第二阪和国道	大阪府阪南市 - 同府泉南郡岬町、和歌山県和歌山市
神戸西バイパス	兵庫県神戸市垂水区 - 同県明石市
神戸中央線	兵庫県神戸市中央区
伊勢志摩連絡道路	三重県鳥羽市 - 同県度会郡二見町
四日市インターアクセス道路	三重県四日市市 - 同県三重郡菰野町
琵琶湖西縦貫道路	滋賀県高島郡マキノ町 - 同県同郡今津町、 同県滋賀郡志賀町、同県大津市
甲賀湖南道路	滋賀県甲賀郡土山町 - 同県同郡甲西町、 同県同郡甲西町 - 同県同郡石部町、 同県同郡石部町 - 同県栗東市

鳥取豊岡宮津自動車道	京都府与謝郡野田川町 - 同府宮津市、兵庫県城崎郡香住町、兵庫県美方郡浜坂町 - 兵庫・鳥取県境（同県同郡同町）
大阪橋本道路	大阪府河内長野市、和歌山県橋本市
東播磨南北道路	兵庫県加古川市
東播丹波連絡道路	兵庫県西脇市 - 同県多可郡黒田庄町
五條新宮道路	奈良県吉野郡十津川村、同県同郡大塔村、和歌山県新宮市、同県東牟婁郡熊野川町 - 同県同郡本宮町、同県同郡本宮町
中和東幹線	奈良県桜井市

3 一般国道

(1) 一次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 169号 和歌山県東牟婁郡北山村 - 同県同郡熊野川町（奥瀬道路）
- 307号 京都府綴喜郡宇治田原町（裏白バイパス）
- 365号 三重県員弁郡大安町 - 同県四日市市（員弁バイパス）
- 369号 奈良県宇陀郡室生村 - 同県同郡曽爾村（梅坂バイパス）
- 422号 滋賀県大津市（大石バイパス）
- 424号 和歌山県有田郡金屋町（修理川バイパス）
- 476号 福井県南条郡今庄町 - 同県敦賀市（板取～新保道路）
- 480号 大阪府和泉市（父鬼バイパス） 等

(2) 二次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 8号 滋賀県長浜市加田町 - 同県彦根市佐和山町（米原バイパス）
- 176号 兵庫県西宮市山口町 - 同県宝塚市栄町（名塩道路）
- 169号 奈良県高市郡高取町（高取バイパス）
- 175号 京都府舞鶴市

176号 兵庫県氷上郡柏原町 - 同県篠山市（鐘ヶ坂バイパス）

371号 和歌山県橋本市（橋本バイパス） 等

4 主要地方道

次の路線の整備を推進する。

福井県 武生美山線、大野勝山線 等

三重県 鳥羽松阪線、久居美杉線 等

滋賀県 大津信楽線、甲賀土山線 等

京都府 八幡木津線、舞鶴和知線、大山崎大枝線（京都市） 等

大阪府 枚方高槻線、大阪高槻京都線、住吉八尾線（大阪市） 等

兵庫県 洲本南淡線、三木三田線 等

奈良県 桜井吉野線、高野天川線 等

和歌山県 吉備金屋線、泉佐野岩出線 等

5 街路

次の路線の整備を推進する。

福井県 福井縦貫線（福井市）、多賀竹原松ヶ崎線（小浜市） 等

三重県 富田山城線（四日市市）、堀木日永線（四日市市） 等

滋賀県 彦根城南東地区（彦根市）、石山駅線外1線（大津市） 等

京都府 向日町上鳥羽線（京都市）、石見下海印寺線（長岡京市）、六地藏駅前線（宇治市） 等

大阪府 千里丘三島線（摂津市）、桜島守口線（大阪市）、和泉中央線（和泉市） 等

兵庫県 山手幹線外1線（芦屋市）、山手幹線外3線（神戸市）、建石線（西宮市） 等

奈良県 大和郡山川西三宅線（大和郡山市 - 磯城郡川西町）、大和中央道（奈良市 - 大和郡山市） 等

和歌山県 西脇山口線、湊神前線（以上和歌山市） 等

また、連続立体交差事業として、近畿日本鉄道京都線（京都市）の完成を図るほか、西日本旅客鉄道北陸線・京福電気鉄道越前本線・同三国芦原線（以上福井市）、

西日本旅客鉄道山陰線・同福知山線・北近畿タンゴ鉄道宮福線（以上福知山市）、西日本旅客鉄道阪和線（大阪市）、大阪外環状鉄道大阪外環状線（大阪市及び東大阪市）、近畿日本鉄道奈良線（東大阪市）、南海電気鉄道南海本線・同高師浜線（以上高石市）、南海電気鉄道南海本線（泉大津市及び泉佐野市）、阪神電気鉄道本線（神戸市及び西宮市）、西日本旅客鉄道山陽線・同播但線・同姫新線（以上姫路市）、西日本旅客鉄道山陽線・同加古川線（以上加古川市）、山陽電気鉄道本線（明石市）、西日本旅客鉄道関西線・同桜井線（以上奈良市）の整備を推進する。

6 都市モノレール及び新交通システム

都市モノレールとして、国際文化公園都市モノレール（茨木市及び箕面市）に係るインフラストラクチュア部分の整備を推進する。

また、新交通システムとして、新交通ポートアイランド線（神戸市）に係るインフラストラクチュア部分の整備を推進する。

7 大規模自転車道

田井大垣自転車道（京都府）、北河内自転車道（大阪府）、播磨中央自転車道（兵庫県）及び飛鳥葛城自転車道（奈良県）の整備を引き続き推進する。

8 道路事業調査

近畿自動車道紀勢線・名古屋神戸線、中部縦貫自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、京奈和自動車道、北近畿豊岡自動車道の事業区間以外の区間をはじめ、紀淡連絡道路及び第二大阪湾岸道路を含む大阪湾環状道路等の調査を引き続き推進する。

第2 鉄道

近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通学時の混雑緩和等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次のとおり輸送力の増強

等による鉄道の整備を推進する。

1 新幹線鉄道

北陸新幹線について所要の調査を引き続き進める。中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

また、本州・淡路島間の海底トンネル部に係る区間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

2 大都市地域の鉄道

主要な事業として、大阪市8号線（井高野 - 今里）及び京都市東西線（六地蔵 - 醍醐）の新線建設を引き続き推進する。

また、新たに京都市東西線（二条 - 天神川）の新線建設に着手する。

第3 港湾

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾の整備を推進する。

1 大阪湾の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

大阪港主航路の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

神戸港ポートアイランド（第2期）地区、大阪港北港南地区において国際海上コンテナターミナルの供用を図るとともに、堺泉北港助松地区において整備を推進する。

大阪港南港東地区、尼崎西宮芦屋港尼崎地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急輸送等を確保するため、大阪港において耐震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

大阪港此花地区と南港地区を結ぶ臨港鉄道北港テクノポート線の整備を推進する。

大阪港北港南地区～南港地区、神戸港新港地区～東部臨海部地区等において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

大阪港、神戸港、堺泉北港、尼崎西宮芦屋港において緑地の整備を推進する。

大阪港、堺泉北港において干潟の整備を海域環境創造事業により推進する。また、阪南港において覆土の整備を公害防止対策事業により推進する。

大阪湾において広域廃棄物処分場の整備を推進するとともに、ごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進する。

2 大阪湾外の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

和歌山下津港本港地区、敦賀港鞠山北地区等において防波堤等の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

姫路港広畑地区において多目的国際ターミナルの供用を図るとともに、日高港御坊地区、舞鶴港和田地区、敦賀港鞠山南地区において整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急輸送等を確保するため、日高港において耐震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

舞鶴港和田地区～下福井地区、敦賀港鞠山南地区～金ヶ崎地区等において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

姫路港、東播磨港、和歌山下津港、舞鶴港、敦賀港、四日市港において緑地の整備を推進するとともに、紀伊水道、播磨灘、伊勢湾においてごみ及び油の回収事業を推進する。また、姫路港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

3 地方港湾

泉州港、福井港、宮津港、鳥羽港、新宮港、長浜港等の整備を推進する。

第4 漁港

漁業、水産物の流通加工及び生活の拠点としての漁港機能の増進を図るため、防波堤、岸壁、遊漁船等を分離・收容するための施設等の漁港の整備を以下の漁港等で引き続き推進する。

第3種漁港 波切（三重県）、浜坂、垂水（以上兵庫県）
田辺、串本（以上和歌山県）

第4種漁港 越前（福井県）、有田（和歌山県）

また、漁港漁村環境の改善のため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を越前漁港（福井県）等において引き続き推進する。

さらに、大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

第5 空港

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

関西国際空港については、2期事業として平行滑走路等基本施設の整備等を推進する。

大阪国際空港については、滑走路等の改良、空港施設等の整備を推進するとともに、環境対策事業を推進する。

神戸空港については、新空港建設のための用地造成、空港施設等の整備を推進する。

第6 通信施設

地域の発展による社会経済活動の広域化、複雑化及び高度化に伴う情報通信ネットワークへの需要の増大に対処するとともに、信頼性の向上を図るため、次のとおり通信施設の整備を推進する。

1 郵便

郵便需要の多様化等に対処するため、3局舎の建設を引き続き推進する。

2 電気通信

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進を図るほか、必要な施設の整備を引き続き推進する。

第7 河川

健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。

(1) 直轄河川については、新たに雲出川における特定構造物改築事業に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

河川改修事業

(一般河川改修事業)(水系) 九頭竜川、北川、木曽川、鈴鹿川、雲出川、
櫛田川、宮川、新宮川、淀川、由良川、大
和川、円山川、加古川、揖保川、紀の川

(特定構造物改築事業) 淀川、加古川

(高規格堤防(スーパー堤防)

整備事業)

(総合治水対策特定河川事業) 猪名川、大和川(佐保川)

(水防災対策特定河川事業) 熊野川(相野谷川)、由良川

流水保全水路整備事業 淀川

河川環境整備事業 九頭竜川、瀬田川、揖保川、大和川、木曽
川、淀川

河川災害復旧等関連緊急事業 日野川

(2) 補助河川については、新たに北川(滋賀県)における鉄道橋・道路橋緊急対策事業、古川(和歌山県)における統合河川整備事業等に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

広域基幹河川改修事業

浅水川(福井県)、三滝川(三重県)、日
野川(滋賀県)、桂川(京都府)、木野川
(大阪府)、新湊川(兵庫県)、葛城川(奈
良県)、日方川(和歌山県)

総合治水対策特定河川事業	寝屋川（大阪府）、猪名川（大阪府及び兵庫県）、大和川水系北部河川（奈良県）
河川環境整備事業	琵琶湖（滋賀県）、道頓堀川（大阪府）、和歌川（和歌山県）
都市基盤河川改修事業	七瀬川（京都府）、平野川調節池、城北川（以上大阪府）、高橋川（兵庫県）
調節池整備事業	曾我川（奈良県）
流域貯留浸透事業	寝屋川（大阪府）、大和川（奈良県）
低地対策河川事業	桑名地区、伊勢湾地区（以上三重県）、西大阪地区、安治川、堂島川、古川（以上大阪府）、大阪地区（大阪府及び兵庫県）、播磨地区（兵庫県）、紀伊水道地区（和歌山県）
床上浸水対策特別緊急事業	大久保調節池（大阪府）、寺畑前川（兵庫県）、曾我川、葛下川（奈良県）
河川災害復旧等関連緊急事業	浅水川（福井県）
統合河川整備事業	七瀬川（福井県）、桧尻川（三重県）、琵琶湖（滋賀県）、犀川（京都府）、上の川（大阪府）、千鳥川（兵庫県）、山田川（奈良県）、水軒川（和歌山県）

(3) 洪水調節機能を有するダム等については、次の建設事業等を引き続き推進する。

建設事業	鳥羽河内ダム（加茂川）（三重県）、姉川ダム、北川ダム、栗栖ダム（以上淀川）（以上滋賀県）、槇尾川ダム（大津川）（大阪府）、岩井川ダム（岩井川）（奈良県）
------	--

第8 水資源の開発

近畿圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、不安定取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。

本年度は、大滝ダム（紀の川）（奈良県）の完成を図るとともに、次の水資源開発施設等の建設事業及び実施計画調査を引き続き推進する。

1 建設事業

河内川ダム（北川）、日野川総合開発、浄土寺川ダム、九頭竜川鳴鹿大堰、足羽川ダム（以上九頭竜川）（以上福井県）、川上ダム（淀川）（三重県）、丹生ダム、大戸川ダム、新愛知川（以上淀川）（以上滋賀県）、天ヶ瀬ダム再開発（淀川）、畑川ダム（由良川）（以上京都府）、安威川ダム（淀川）（大阪府）、猪名川総合開発（淀川）（大阪府及び兵庫県）、金出地ダム（千種川）（兵庫県）、大和高原北部（淀川）、紀の川大堰（紀の川）、切目川ダム（切目川）（以上和歌山県）

2 実施計画調査

伊勢路川ダム（伊勢路川）（三重県）、南丹ダム（淀川）（京都府）

第9 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るため、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。

(1) 直轄海岸保全施設整備事業としては、津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸（以上三重県）及び東播海岸（兵庫県）における事業を引き続き推進する。

(2) 補助事業としては、新たに坊勢漁港海岸（兵庫県）における高潮対策事業、三浜漁港海岸（京都府）、須井漁港海岸（兵庫県）における侵食対策事業等に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

高潮対策事業	神子漁港海岸、鮎川海岸（以上福井県）、四日市港海岸、井田海岸（以上三重県）、大阪港海岸、泉州海岸（以上大阪府）、尼崎西宮芦屋港海岸（兵庫県）、和歌山下津港海岸、日置海岸（以上和歌山県）
侵食対策事業	小浜漁港海岸、敦賀港海岸（以上福井県）、千代崎港海岸、安乗海岸（以上三重県）、久美浜海岸（京都府）、江井港海岸（兵庫県）、三輪崎漁港海岸、新宮港海岸（以上和歌山県）
海岸環境整備事業	敦賀港海岸、甲楽城海岸（以上福井県）、五ヶ所港海岸、阿津里浜海岸（以上三重県）、宮津港海岸（京都府）、香住漁港海岸、津居山港海岸（以上兵庫県）、田辺漁港海岸、和歌山下津港海岸（以上和歌山県）

第10 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、次の砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業を推進する。

1 砂防事業

直轄事業としては、九頭竜川水系、淀川水系及び六甲山系における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、黒谷川（福井県）、宇賀川（三重県）、家棟川（滋賀県）、坂川（京都府）、山辺川（大阪府）、武庫川（兵庫県）、水越川（奈良県）、田原川（和歌山県）等における事業を引き続き推進する。

2 地すべり対策等事業

直轄事業としては、亀の瀬地区（大阪府）、北神戸地区（兵庫県）における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、新たに佐坊地区（兵庫県）等における事業に着手するとともに、木根橋地区（福井県）、府中（5期）地区（三重県）、奥草山地区（滋賀県）、貫田地区（兵庫県）、武木地区（奈良県）、石ヶ峯地区（和歌山県）等における事業を推進する。

3 急傾斜地崩壊対策等事業

補助事業としては、新たに川島3地区（三重県）、西河（口）地区（奈良県）等における事業に着手するとともに、水取地区（福井県）、中山摺針地区（滋賀県）、下安久地区（京都府）、佐保（3）地区（大阪府）、禅昌寺地区（兵庫県）、粟生地区（和歌山県）等における事業を推進する。

第11 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を下記の地区や流域内で引き続き推進するほか、補助事業として新たに三日月町真宗地区（兵庫県）等において着手する。

直轄事業

十津川地区（奈良県）

補助事業

日吉町畑郷地区（京都府）、九頭竜川、鈴鹿川～宮川
淀川、加古川、由良川、熊野川、紀の川、六甲地区及び
淡路の流域等

第12 かんがい排水施設

農業を取り巻く状況の変化に対応し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業用水の確保と適切な供給、適期に必要な排水が可能な水利条件の確保等に資する基幹かんがい排水施設の整備を、環境との調和に配慮しつつ、下記の地区において引き続き推進するほか、直轄事業として新たに九頭竜川下流（二期）（福井県）において着手する。

国営かんがい排水事業 日野川用水（一期）、日野川用水（二期）、九頭竜川下流（一期）（以上福井県）、宮川用水第二期（三重県）、新愛知川、新湖北（一期）、新湖北（二期）（以上滋賀県）、第二十津川紀の川、大和紀伊平野（一期）（以上奈良県及び和歌山県）

また、農地防災にも資するため、環境の保全に配慮しつつ、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）、野洲川沿岸（二期）（以上滋賀県）、巨椋池（京都府）、大和平野（奈良県）において引き続き推進する。

第13 水道

給水人口の増加、生活水準の向上、地下水利用からの転換等に伴う需要の増大に対処するため、新規水源の開発等の広域的な水資源対策を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、次の水道施設の整備を推進する。

福井県日野川地区水道用水供給事業（福井県）、三重県伊賀水道用水供給事業（三重県）、滋賀県南部上水道供給事業（滋賀県）、京都府水道用水供給事業（京都府）、大阪府水道用水供給事業（大阪府）、兵庫県水道用水供給事業（兵庫県）、奈良県水道用水供給事業（奈良県）等の水道用水供給事業を引き続き推進する。

また、京都市水道事業（京都府）、大阪市水道事業（大阪府）、神戸市水道事業（兵庫県）等の水道事業を推進する。

第14 工業用水道

工場の計画的な分散立地等を図ることによる工業用水の需要増等今後の水需要の動向を踏まえた安定供給を推進する。そのため、工業用水道改築事業（大阪府）等を推進する。

第15 工業用地

地域の特性に応じた工業の振興を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、ニューファクトリーひさい（三重県）、京都北部中核（京都府）等の完成を図るとともに、神戸リサーチパーク（第2・第3地区）（兵庫県）等の工業団地の造成事業を引き続き推進する。

また、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、甲南フロンティアパーク（滋賀県）の完成を図るとともに、近江水口第2テクノパーク（滋賀県）等の業務用地の造成事業を引き続き推進する。

第16 住宅、住宅用地及び市街地

1 住宅

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

長岡京駅西口（長岡京市）等の地区における事業を引き続き推進するとともに、蛍池駅西（豊中市）等の地区における事業の完成を図る。

(2) 住宅市街地整備総合支援事業

高見、生野区南部、西田辺、淀川リバーサイド、筆ヶ崎（以上大阪市）、堺市駅前、中百舌鳥（以上堺市）、南町・津田北町（岸和田市及び貝塚市）、二葉町・大島町（豊中市）、住道駅南（大東市）、東部新都心周辺、六甲、新長田（以上神戸市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業

東九条（京都市）、生野区南部（大阪市）、庄内（豊中市）、萱島東（寝屋川市）、門真市北部（門真市）、浜山（神戸市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(4) 優良建築物等整備事業等

岸和田旧港再開発（岸和田市）等の地区における優良建築物等整備事業、崇仁北部第三・第四、三条鴨東（以上京都市）、生野東第1（大阪市）、番町（神戸市）等の地区における住宅地区改良事業、町屋（福井市）、神領、石山（以上大津市）、古市中、サンヴァリエ東長居、アーベイン東三国、長吉長原東・東第2・東第3、中野・中野第2・中野第3（以上大阪市）、中百舌鳥（堺市）、東豊中第1、旭ヶ丘（以上豊中市）、アルビス五月ヶ丘（池田市）、八尾志紀（八尾市）、富田林東（富田林市）、西武庫（尼崎市）、浜甲子園（西宮市）、白浜（姫路市）等の地区において住宅の建設・建て替えを引き続き推進する。紀寺（奈良市）、天理（天理市）等の地区において住宅の建設・建て替えの完成を図る。

2 住宅用地及び市街地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。

(1) 都市再開発

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び都市の

防災構造化を図り、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 市街地再開発事業

阿倍野、茶屋町東（以上大阪市）、ＪＲ高槻駅北（高槻市）、和泉府中駅東第一（和泉市）、六甲道駅南、新長田駅南（以上神戸市）、王寺駅前久度地区中央街区（奈良県北葛城郡王寺町）等の地区における事業を引き続き推進するとともに、北条駅周辺（加西市）等の地区における事業の完成を図る。

2) 土地区画整理事業

福井駅周辺（福井市）、上鳥羽南部、伏見西部第三、第四、第五（以上京都市）、此花西部臨海、淡路駅周辺、長吉瓜破（以上大阪市）、大阪竜華都市拠点（八尾市）、東部新都心（神戸市）、姫路駅周辺（姫路市）、尼崎臨海西部、あまがさき緑遊新都心（以上尼崎市）、西宮北口駅北東、西宮北口駅南（以上西宮市）、芦屋西部第一、第二（以上芦屋市）、ＪＲ奈良駅周辺（奈良市）、海南駅東（海南市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(2) 新市街地の整備

市街地周辺部において計画的な市街化を図ることにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めるとともに、多様なニーズに対応し良好な居住環境を備えた住宅地を計画的に供給するため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 新住宅市街地開発事業

和泉中央丘陵（和泉市）、阪南丘陵（阪南市）、西神、西神第２、神戸研究学園都市（以上神戸市）、名塩（西宮市）、北摂（三田市）等の地区における事業を引き続き推進する。

2) 土地区画整理事業

森田北東部（福井市）、木津中央、木津南（以上京都府相楽郡木津町）、国際文化公園都市（茨木市及び箕面市）、北神戸第二・第三（神戸市）等の地区における事業を引き続き推進する。

3) 埋立地における市街地整備

りんくうタウン（泉佐野市、泉南市及び大阪府泉南郡田尻町）、ポートアイ

ランド（第2期）（神戸市）の地区における市街地整備を引き続き推進する。

3 関西文化学術研究都市の整備

国立国会図書館関西館の10月開館に向けての準備を進めるとともに、木津地区（京都府相楽郡木津町）の土地区画整理事業等、京奈道路、学研都市連絡道路、一般国道163号、京阪奈新線、木津川上流流域下水道、井関川、大戸川ダム等の施設整備及び「私のしごと館」、日本原子力研究所光量子科学研究センター等の事業を引き続き推進する。

第17 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の下水道の整備を推進する。

1 流域下水道

九頭竜川（福井県）、北勢沿岸、中勢沿岸、宮川（以上三重県）、琵琶湖（滋賀県）、桂川右岸、木津川、宮津湾、木津川上流、桂川中流（以上京都府）、寝屋川、安威川、淀川左岸、淀川右岸、大和川下流、南大阪湾岸、猪名川（以上大阪府）、猪名川右岸、武庫川、加古川、揖保川（以上兵庫県）、大和川上流、宇陀川、吉野川（以上奈良県）、紀の川及び紀の川中流（以上和歌山県）の事業を引き続き推進する。

2 公共下水道

福井市（福井県）、松阪市（三重県）、彦根市（滋賀県）、京都市（京都府）、大阪市（大阪府）、神戸市（兵庫県）、奈良市（奈良県）、和歌山市（和歌山県）等の事業を推進する。

3 特定環境保全公共下水道

新たに、桃山町（和歌山県）等における事業に着手し、福知山市（京都府）、南淡町（兵庫県）等の事業を推進する。

4 都市下水路

四日市市朝明（三重県）、和歌山市貴志（和歌山県）等の事業を推進する。

第18 廃棄物処理施設

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、環境の保全、安全性等に配慮しつつ、次の処理施設の整備を推進する。また、大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的処理場の整備（大阪湾フェニックス計画）を推進する。

1 し尿処理施設

新たに、湯浅町（和歌山県）等における事業に着手し、御所市（奈良県）等における施設の完成を図るとともに、桑名市（三重県）、安富町（兵庫県）等における事業を推進する。

2 ごみ処理施設

新たに神戸市（兵庫県）等における事業に着手し、三方町（福井県）、多度町（三重県）、海南市（和歌山県）等における施設の完成を図るとともに、京都市（京都府）、大阪市（大阪府）、橿原市（奈良県）等における事業を推進する。

また、最終処分場については、新たに敦賀市（福井県）、下津町（和歌山県）等における事業に着手し、市川町（兵庫県）、桜井市（奈良県）等における施設の完成を図るとともに、大阪市（大阪府）における事業を推進する。

3 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任を原則とするが、必要に応じて地方公共団体の関与によって処理施設の整備を推進する。

第19 都市公園

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、あわじ石の寝屋緑地（兵庫県）の事業に着手するとともに、国営木曾三川公園、熊野灘臨海公園（三重県）、淀川河川公園（京都府及び大阪府）、湖岸緑地（滋賀県）、丹後リゾート公園、宝ヶ池公園（以上京都府）、深北緑地、鶴見緑地（以上大阪府）、国営明石海峡公園、有馬富士公園、しあわせの森（以上兵庫県）、国営飛鳥歴史公園、馬見丘陵広域公園（以上奈良県）等の整備を推進する。

第20 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、県立総合医療センター（仮称）（福井県）、日赤新病院（仮称）（兵庫県）、県立医科大学附属病院（奈良県）、県立五稜病院（和歌山県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、ヴィラ光陽（仮称）（兵庫県）等の介護老人保健施設の整備を推進する。

第21 大学及び高等専門学校

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、県立大学（兵庫県）の開学に向けて準備を進めるとともに、姫路工業大学において大学院の研究科の増設、大阪市立大学において大学院の研究科の専攻を増設するほか、福井県立大学、滋賀県立大学、和歌山県立医科大学、大阪市立大学の施設整備を引き続き推進する。

第22 社会教育施設、文化活動施設等

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、県立図書館・県文書館（福井県）の完成を図るとともに、県立美術館（三重県）、大津市におの浜スポーツセンター（仮称）（滋賀県）、青少年文化創造ステーション（仮称）（大阪府）、芸術文化センター（仮称）（兵庫県）、県立図書館（総合情報センター）（奈良県）、IT総合センター（和歌山県）等の整備を引き続き推進する。

また、京都迎賓館（仮称）（京都府）の整備、国立国会図書館関西館の10月開館に向けた準備を引き続き推進する。

第23 職業訓練施設等

様々な職業に関する体験や体系的、継続的な職業情報の収集・提供を行う、主として若年者を対象としたキャリア形成支援（職業意識の啓発、的確な職業選択への支援）の拠点として、関西文化学術研究都市に「私のしごと館」（京都府）の整備を推進する。

第24 自然公園施設

優れた自然景観を保護するとともに適正な利用を図るため、伊勢志摩、吉野熊野、山陰海岸及び瀬戸内海の各国立公園、越前加賀海岸、若狭湾、鈴鹿、室生赤目青山、琵琶湖、金剛生駒紀泉、氷ノ山後山那岐山及び高野龍神の各国立公園並びに府県立自然公園において、自然公園利用の拠点となる集団施設地区の整備及び園地、歩道等の整備を推進する。また、公園区域外において、自然環境保全活動拠点及び近畿自然歩道の整備を推進する。

第25 レクリエーション施設

多様化するレクリエーション需要の充足を図るため、神戸野外CSR施設、神戸ウイングスタジアム（以上兵庫県）の完成を図る。

第26 文化財の保存のための施設

文化財及び歴史的環境を保存するため、斎宮跡（三重県）の復元整備、白山平泉寺旧境内（福井県）の土地の公有化、新沢千塚古墳群（奈良県）、難波宮跡（大阪府）等の環境整備、安土城跡（滋賀県）、池上曾根遺跡（大阪府）の環境整備と土地公有化、和歌山城（和歌山県）の史跡整備を引き続き推進する。

第27 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、豊中あいわ苑（仮称）、大阪市立弘済院（以上大阪府）、砂子療育園（兵庫県）等、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の各種社会福祉施設の整備を推進する。

第28 中央卸売市場

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、新たに福井市、神戸市における中央卸売市場の施設の整備拡充に着手するとともに、大阪府等の既設中央卸売市場の施設の整備拡充を引き続き推進する。

第29 流通業務施設

流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、環境の保全に配慮しつつ、神戸流通業務団地、西神流通業務団地（以上兵庫県神戸市）の整備を引き続き推進する。

第30 防災

防災性の向上の観点から、次の事業を推進する。

1 道路

地震、豪雨、豪雪等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、緊急輸送道路における橋梁等の道路構造物の耐震補強等を推進するとともに、法面保護工等の防災対策や雪寒道路事業による適時適切な除雪等を実施する。

また、災害に強いまちづくりの観点から、防災拠点の整備等防災性向上のための根幹的道路施設の整備、市街地における計画的な道路整備、情報通信システムの整備等を積極的に図るとともに、災害に強いライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ積極的に進める。

2 鉄道

大規模地震対策として、既存の鉄道構造物については引き続き耐震補強を促進するとともに、新設構造物に対しては新たに制定した耐震基準（平成10年12月）を適用する等、各事業者を指導し耐震性の向上を推進する。

3 港湾

大規模地震対策として、大阪港、堺泉北港、日高港において耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、大阪港、堺泉北港、東播磨港、姫路港において橋梁の耐震補

強を実施する。

また、大阪港、神戸港、尼崎西宮芦屋港、敦賀港において臨海部防災拠点の整備を推進する。

4 漁港

大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

5 通信施設

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備及び電線類の地中化を推進する。

6 河川

地震、洪水等に対する河川管理施設の安全性の向上を図るため、ゼロメートル地帯等の河川堤防の耐震性向上対策等を実施する。また、破堤等による壊滅的被害を回避するため、淀川等における高規格堤防（スーパー堤防）整備、河川防災ステーション等災害時活動拠点の整備、緊急時の物資・資材の輸送が可能となる緊急用河川敷道路及び船着場の整備等を推進する。さらに、浸水想定区域を公表するとともに、洪水氾濫の危険性、洪水時の避難方法等に関して、普段から住民の理解を深めるべく洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

7 ダム等

洪水調節等を図るための大滝ダム等の事業を推進する。

8 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食等を防止するため、尼崎西宮芦屋港海岸等における閘門等の海岸保全施設の整備を推進する。

9 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等を防止するため、六甲山系等における砂防施設の

整備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工等を推進するとともに、土砂災害予警報システムの整備等を推進する。

10 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林等の適正な配備を推進するとともに、復旧治山、予防治山等の治山事業を引き続き推進する。

11 農地防災

農地防災に資するため、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）、野洲川沿岸（二期）（以上滋賀県）、巨椋池（京都府）、大和平野（奈良県）において引き続き推進する。

12 水道

災害時における被害の軽減等を図るため、管路等の耐震性の向上等を図る。

13 住宅、住宅用地及び市街地

密集市街地の改善など都市の防災構造化や良質な住宅の供給及び住環境の整備による住宅市街地の防災性の向上を図るため、阿倍野（大阪市）等の地区における市街地再開発事業、長吉東部（大阪市）等の地区における土地区画整理事業、東成・旭・城東（大阪市）等の地区における都市防災総合推進事業、神戸市震災復興（神戸市）等の地区における住宅市街地整備総合支援事業、門真市北部（門真市）等の地区における密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

14 下水道

都市型浸水被害を軽減するため下水道施設の整備を推進し、災害時における被害の軽減等を図るため、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、消火用水等の緊急時の水源として下水処理水を活用するための施設の整備等を推進する。

15 都市公園

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、備蓄や各地からの救援物資の集積、配送、自衛隊・ボランティア等の復旧・救援活動等の拠点として、三木総合防災公園（兵庫県）の整備を推進するとともに、大震災時の避難地、避難路等の確保のため、鶴見緑地（大阪府）等の防災公園の整備を推進する。

16 その他

構造物等の耐震性向上を通じて、地震災害の飛躍的軽減を実現するため、阪神・淡路大震災級の震動を再現し、実大規模での破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を引き続き推進する。